

広島県告示第六百九十三号

福山市と広島県との間における公共下水道の汚泥の処理に関する事務の事務委託に関する規約を次のように定めた。

平成二十四年八月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

福山市と広島県との間における公共下水道の汚泥の処理に関する事務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 福山市（以下「甲」という。）は、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を広島県（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第二条 委託事務の管理及び執行は、この条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 委託事務は、乙がこの規約の施行後に広島県芦田川流域下水道芦田川浄化センター内に建設する汚泥処理施設の完成後に、当該施設及びこれを補完する施設を利用して行う。

(経費の負担)

第三条 委託事務を処理するのに必要な経費は、甲の負担とする。この場合において、当該経費の額並びにその支払時期及び支払方法は、甲乙協議して定める。

(経理上の措置)

第四条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、広島県流域下水道事業費特別会計において他の下水道に係る会計と分別して計上するものとする。

(繰越金)

第五条 乙は、各年度において、委託事務の管理及び執行に係る予算において剰余金が生じた場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。

(決算の場合の措置)

第六条 乙は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を公表したときは、遅滞なく当該決算のうち委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の改正の場合の措置)

第七条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正した場合、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第八条 前各条に定めるもののほか、委託事務の委託に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、甲と乙との協議が成立した日から施行する。
- 2 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもって打ち切り、乙がこれを決算するものとする。この場合において、剰余金又は不足額が生じたときは、この処理について甲乙協議するものとする。